

# 「電気通信事業における会計制度の在り方」

Ubiquitous Solution Company  
**KDDI CORPORATION**



平成 1 9 年 2 月 2 1 日  
K D D I 株 式 会 社

1.はじめに	- P 2
2.会計処理手順の透明性確保	- P 3
3.関係会社取引の透明性確保	- P 4 ~ 6
4.接続会計と接続料、役務別会計の連携	- P 7
5.見直しルールの必要性	- P 8
(参考) 設備区分と機能区分	- P 9

# 1 . はじめに

- 1 . 会社法および証取法等により一般事業会社に要請される財務会計制度に加え、電気通信事業者には、電気通信事業法による接続会計および電気通信事業会計(役務別会計)による整理義務が課せられてきました。  
接続料およびお客様料金の適正な算定によって、情報通信市場の健全な発展を促進するという会計制度の目的は、IP化が進展する現在、一層その重要性を増してきているものと考えます。
- 2 . IP化の進展によって競争の領域が中継領域からアクセス領域へ移行している現在の環境下では、ボトルネック性に起因する市場支配力の問題への対処が急務となっています。当社は、市場競争促進とお客様利益向上のため、現在の会計制度を見直し透明性を高めることが必要であると考えます。  
企業の機密情報保護の観点からは、一般へ詳細な経営内容を開示することよりも、現在の審議会や総務省への報告内容を再検討し、接続料およびお客様料金算定の適正性を判断していただくための十分な根拠となるような情報を提供できる会計制度の枠組みを構築することが必要です。
- 3 . 近年の「会計ビッグバン」を皮切りに、企業会計は連結経営に対応した連結財務諸表中心の企業内容開示制度へとシフトが行われております。  
企業集団における経営内容の透明性向上を意図した連結財務諸表を中心とした開示制度は、電気通信事業の会計制度を改善するにあたり、大いに参考になるものと考えます。
- 4 . 情報通信市場における環境は急速に変化する特徴があることから、会計制度適用の継続性は尊重しながら、今回の検討を契機に、環境変化に応じた制度見直しを定期的に行うことが重要であると考えます。

## 2 . 会計処理手順の透明性確保

### < 問題点 >

現在の会計処理手順は、NTT東・西により一部が公開されているのみ。

- (1) 接続会計 : 「会計処理手順書」を公開
- (2) 役務別会計 : 審議会からの要望等を受け、基本料費用の算定方法をwebで公開

例えば、接続会計では、第一回研究会の総務省殿資料の「電気通信事業における会計制度の現状について」の32ページのとおり「主要設備に整理した費用及び資産を最終的な「設備区分へ」帰属させる」過程で、設備区分の対応関係が必ずしも明確ではなく、かつ実際に用いられた配賦率もわからない。

接続料原価の適正性や、お客様料金のサービス間内部相互補助の有無を審議会等が検証することは困難である。結果としてこのことが、接続料およびお客様料金の水準に影響している可能性がある。

### < 当社意見 >

長期増分費用方式による接続料の算定では、一部の機密データを除いて、基本的には、算定の前提となる算定手順、入力データ、算定結果が報告されているところ。

現在の接続会計では、大まかな算定手順が公開されているのみであり、長期増分費用方式並みの処理手順等の透明性向上策が求められる。

具体的には、第二回研究会で総務省殿から紹介された英国の例を参考に、英国の「DAM」のような配賦基準の詳細な資料や、BT/Ofcom間で授受されているようなデータファイルを審議会等の中立的な第三者機関へ報告することについて、法律による義務化を検討すべき。

### 3 . 関係会社取引の透明性確保 ( 1 )

#### < 問題点 >

NTTグループは連結子会社432社、持分法適用会社98社、連結営業収益が10兆7,411億円という大規模な企業集団であり、電気通信事業に関連するグループ内取引が相当程度存在。

しかし、そのグループ内取引実態が報告されていないため、取引の効率性および接続料原価の適正性についての第三者機関による検証は困難。結果として、接続料やお客様料金の水準に影響している可能性あり。

#### < 当社意見 >

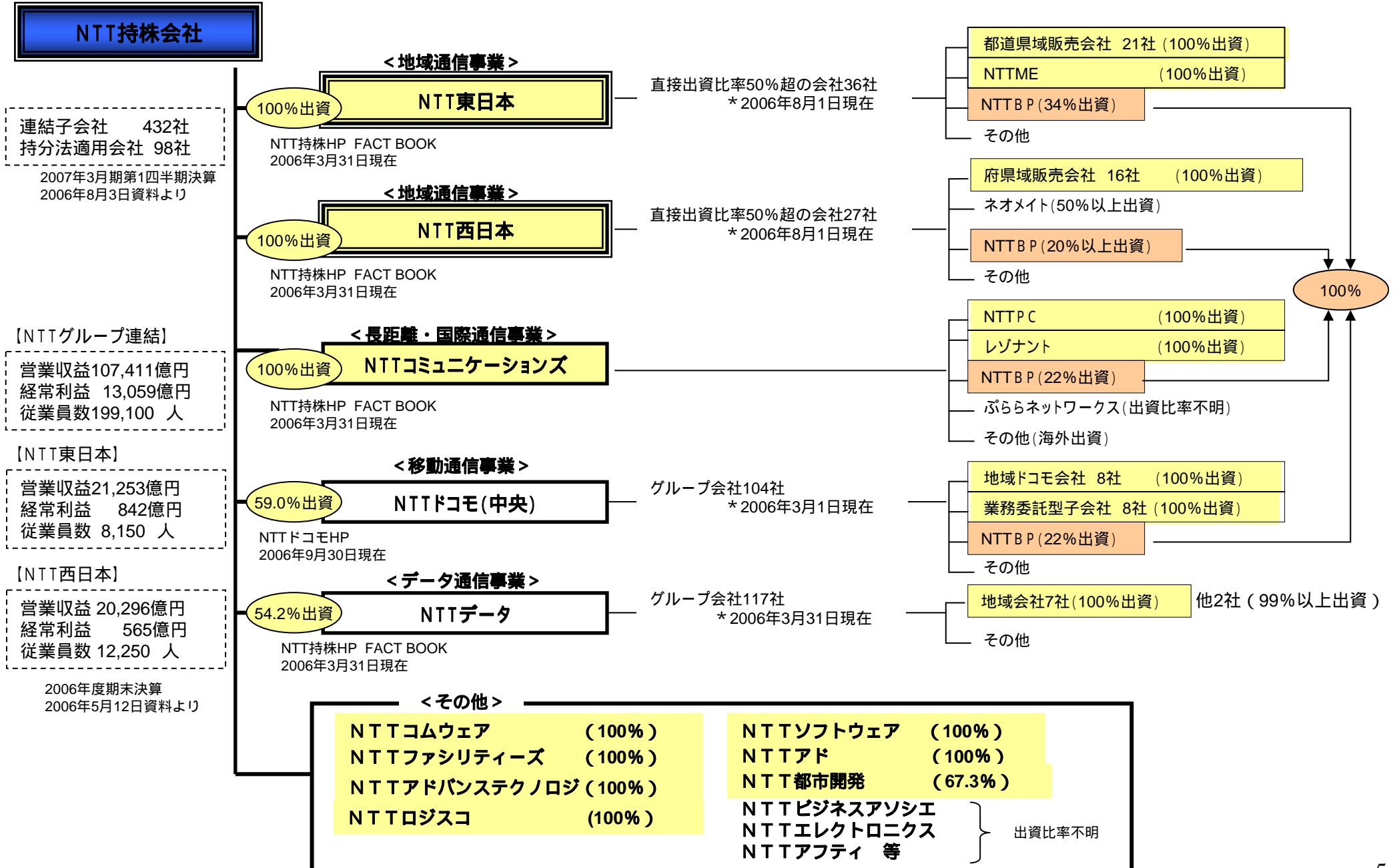
英国のB Tに適用されている手法では「サービスの提供に関係するすべての子会社、親会社及びその子会社（兄弟会社）の収支等が含まれており、B T plcを中心として、その子会社等を含めた連結決算で規制会計が整理」されている。この方法によれば、子会社等の利益を接続会計から排除することが可能であることから、日本での導入について検討することが必要。

第二回研究会、総務省資料「英国における電気通信事業に関する会計制度の現状について」14ページ参照

接続会計を連結数値だけで行くと、連結上グループ間取引が消去されるため、子会社との取引内容の妥当性の検証が不十分となるおそれがある。

関連当事者との取引のうち、重要なものを個別注記する等の電気通信事業会計規則の改正が昨年10月に行われているが、次々ページで紹介するイギリスの水道事業の例のように、関連当事者との取引内容の詳細について報告を求めることが、接続会計の透明性向上につながるものとする。

### 3. 関係会社取引の透明性確保 ( 2 )



### 3 . 関係会社取引の透明性確保 ( 3 )

#### < 英国での水道事業の関連会社規制 >

英国では、1974年に水道事業の公社化、1989年に民営化が実施されており、水道サービスを提供している民間企業の事業活動の監視・監督をOFWAT (Office of Water Services: 水業務管理局) が担当。

OFWATは、水道会社への免許条件として、関連当事者取引について以下のとおり規定 (Condition F第6項)。

水道会社は、一つの関連当事者との取引に関し、取引額が水道事業の年間売上の1%を超える場合、又は、当該会社の売り上げの50%超となる場合、以下の報告をOFWATに行う義務あり。

#### 報告義務を負う主な情報

- 当期に供給された物品、労働、サービスの価格
- 当該契約の合価 (見込額と決定額に著しい差異が発生する場合には、その理由)
- 契約開始日と契約終了日 (延長、解除に関するオプションについても記載する)
- 当該契約の公示の詳細
- 契約落札者の選定方法
- 当該契約の公示日時と契約に関心を示した業者数
- 入札参加の機会を与えた業者数とその選定理由
- 入札に参加した業者数と失格、辞退した事業者の数及びその理由
- 評価した入札者の数とその方法、使用した入札評価点数表 (または他の類似のマトリックス)
- 利害関係者との交渉結果
- 落札者の選定理由



## 4 . 接続会計と接続料、役務別会計の連携

### < 問題点 >

実際費用方式で算定される接続料は、本来接続会計を基にして算定されるべきものである。しかしながら、実際費用の接続料算定で用いられる設備区分は、接続会計の設備区分とは一致しておらず、第三者機関による接続料の適正性の検証が困難。

接続会計では、接続料の料金単位である「機能区分」による整理はされておらず、検証が困難。

役務別会計は接続会計とは異なる「役務単位」による区分であることから、役務別会計と接続会計との比較参照が困難。また、役務別会計は、全体の会計数値の半分程度が「その他」等として整理されており、役務間・サービス間の内部相互補助についての検証が困難。

### < 当社意見 >

接続会計の設備区分を、接続料算定の設備区分と一致させるべき。

接続会計を、接続料の機能区分でも整理すべき。

参考資料(P9)参照

役務別会計へ、役務による整理に加えて、サービス単位の区分を導入すべき。具体的なサービス区分については、スタックテストで採用されているサービスを基本に、売上規模、公正競争に与える影響等を考慮のうえ決定すべき。



## 5 . 見直しルールของ必要性

### < 問題点 >

情報通信市場の市場環境は急速に変化することが特徴。  
設備区分や費用区分、また設備耐用年数や配賦率も時間の経過とともに適正性を欠く可能性が高い。

### < 当社意見 >

常に適正性を検証するためにまず行われるべきことは、会計制度の見直しによる経営内容の透明性を高めることであり、現状の問題点の、第三者機関による検証が可能な構造を整備することが必要であると考ええる。

情報通信市場の変化や、企業会計制度の改正を反映するため、概ね2～3年に一度のレビューを行うことのルール化が必要であると考ええる。

# (参考) 設備区分と機能区分

## < ルーティング伝送機能の例 >

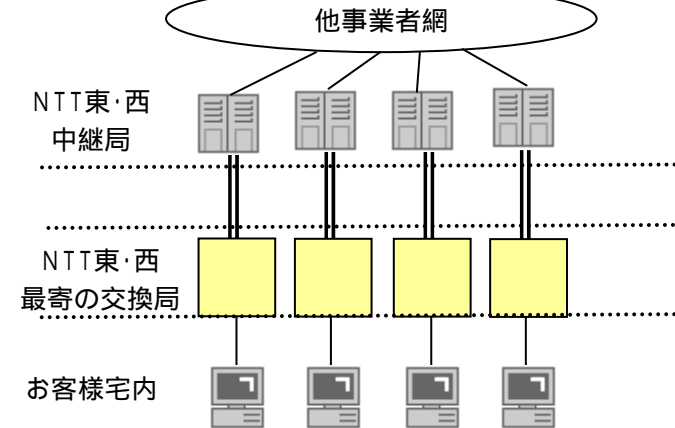
### (1) 接続会計報告書 ステップ1

「設備区分費用明細表」で、4種類の設備区分によって会計を整理。

- 1 - 端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
- 1 - 端末系交換設備 ~ 中継系交換設備伝送路
- 1 - 中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

接続会計の処理手順の透明性確保が必要。

### 【イメージ図】



接続会計の設備区分を  
接続料算定の設備区分と一致させるべき

### (2) 実際費用による接続料の算定

#### ステップ2 (設備区分の再整理)

接続会計報告書の「設備区分費用明細表」から、「設備区分別の費用明細表」を作成。

ステップ1の ~ を以下の3区分に整理。整理方法は非開示(「年度接続会計をもとに算定」)で、適正性の検証は困難。

- |                                |   |                       |
|--------------------------------|---|-----------------------|
| 2 - 端末系交換設備 (データ)              | : | 1 - と異なる数値。           |
| 2 - 端末系交換設備 ~ 中継系交換設備伝送路 (データ) | : | 1 - が「データ」と「音声」に分計される |
| 2 - 中継系交換設備 (データ)              | : | 1 - と一致               |

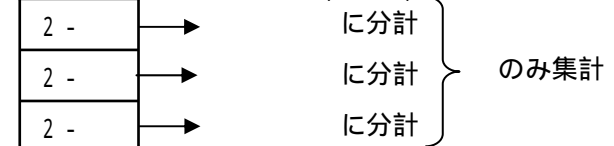
#### ステップ3 (機能区分での再整理)

・ステップ2の ~ を、それぞれの区分ごとに、「ルーティング伝送機能(LAN)」、「ルーティング伝送機能(ATM)」、「ルーティング伝送機能(ISDN)」、「データ伝送機能」、「その他」の機能区分に整理。

・機能ごとに集計し、接続料原価を算定。

整理方法は非開示(「設備区分別の費用明細表より」)で、適正性の検証は困難。

#### 【「ルーティング伝送機能(LAN)」算出方法】



接続会計を、予め、接続料の機能区分の単位で整理すべき